

仕 様 書

- 1 業務名
札幌市立学校産業廃棄物処分業務（●●区・●●区）
- 2 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務対象校
別紙1「業務対象校一覧」のとおり
- 4 業務対象産業廃棄物種類
 - (1) 金属類（ストーブ・金庫・スチール机等の混合廃棄物を含める。）
 - (2) 廃プラスチック類（OA機器・オルガン等の混合廃棄物を含める。）
 - (3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
（混合廃棄物を含む。工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
 - (4) 廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
 - (5) 廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- 5 業務対象産業廃棄物となる目安及び分別目安
 - (1) 対象目安
ア 混合廃棄物は、金属、プラスチック、ガラスなどが2種類以上使用されている製品とし、会議用テーブル・ソファ等への分解困難な家具什器やOA機器・オルガン等の処理困難物を含める。
また、木材や天然素材が含まれる複合製品のうち、分別が困難かつ木材や天然素材の含まれる割合が50%以下のものを含める。
イ アスベスト非含有であることを証明できる金庫等（大型・耐火を含める）
ウ アスベスト非含有であることを証明できる陶芸用焼窯・理科用実験器具等
エ PCB非含有であることを証明できる安定器
オ 尿検査で使用したスピッツ管
但し、選別作業等が発生しないよう他の廃プラスチックとは分別し、収集時に中身を報告する。
カ 剥製等
※ 但し、以下ア～キは対象外とする。
 - (ア) 一般廃棄物、特別管理産業廃棄物、建築廃棄物に該当する廃棄物。
 - (イ) 家電リサイクル法第2条第4項に定める「特定家庭用機器」4品目。
 - (ウ) 使用済みのペンキ・絵具・ワックス・洗剤等の容器のうち、中身が残っているもの。
 - (エ) 上記4に定める分別がされていないもの（解体分別が容易に可能な製品に限る）。
 - (オ) ピアノ（グランド・アップライト）。
 - (カ) 水銀を含む体温計。
 - (キ) 消火器
 - (2) 分別目安
ア 電気製品は、金属の割合が多い場合は上記4(1)とし、プラスチックの割合が多い場合は上記4(2)とする。

イ 混合廃棄物は、金属の割合が多い場合は上記4(1)とし、プラスチックの割合が多い場合は上記4(2)、ガラス・陶磁器の割合が多い場合は上記4(3)とする。

6 契約単位

- (1) 金属類は、200あたりとする。
- (2) 廃プラスチック類は、1kgあたりとする。
- (3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、1kgあたりとする。
- (4) 廃蛍光管は、1本あたりとする（40ワット直管）。
- (5) 廃乾電池は、1kgあたりとする。（ボタン電池、リチウム電池を除く）

7 年間排出予定数量

別紙2「年間排出予定数量（●●区・●●区）」のとおり

8 業務内容

- (1) 受託者は、対象校が排出し委託者が別途契約する収集運搬業者が収集した産業廃棄物を受入れ、速やかに処分すること。
また、蛍光管は、金属・ガラス・水銀に分けてリサイクルできる中間処理を行うこと。
なお、事前に収集運搬業者と処分場における荷下ろしの状況などについて綿密に打合せを行い、円滑に業務を遂行すること。
- (2) 収集運搬業者が搬入した廃棄物を上記4に定める種類ごとに採寸・計量を行うこと。数量に疑義がある場合、収集運搬業者と調整のうえ、直ちに廃棄物管理票（マニフェスト）の数量訂正を行うこと。
- (3) 上記4及び5に定める種類・基準に該当するか疑義がある品目について、収集運搬業者から事前確認があった場合、丁寧に対応すること。
- (4) 上記4及び5に定める種類・基準に該当しない品目については、委託者と協議すること。

9 改築及び閉園による廃棄物処理方法

- (1) 処理方法
上記8に準じる。
- (2) 排出予定時期及び予定校数
令和8年8月新設（南区：真駒内桜山小学校、真駒内中学校）
令和9年3月校舎改築（西区：琴似小学校、北区：新琴似北中学校、中央区：向陵中学校）
- (3) その他
受託者は、収集運搬業者と事前調整を行い、他の改築統合校以外の学校における処分に影響がないよう必要な措置を講じること。

10 処理の報告

作業完了後、廃棄物を確実に処分したことを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等により同法及び関係法令に基づいた報告を行うこと。

11 提出書類

受託者は、契約書に定める毎月の業務が完了した都度、速やかに所定の業務完了届を委託者に提出すること。

また、上記4の分類ごとに各学校の処分量を入力したExcelデータを電子媒体（CD、電子メールなど）及び当該データを印刷した書類（別途指定する様式による）にて委託者に提出すること。

12 安全の確保等

受託者は、業務の実施にあたり事故防止に十分な注意をすること。

13 環境への配慮について

本業務の実施においては、環境負荷低減に努めること。

14 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ実施すること。
- (2) 処分場が札幌市外となった場合、運搬距離及び所要時間の増加により別途委託する収集運搬業務に影響が生じることから、「汚泥」、「金属くず」、「廃プラスチック類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の産業廃棄物において、札幌市長の「産業廃棄物処分」の許可を受けたものに限ることとする。なお、「廃蛍光管」及び「廃乾電池」の処分については「水銀使用製品産業廃棄物」を含む許可を受けたものであること。

15 担当

札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係 担当：向井

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階 電話：011-211-3831